４．　法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

（１）特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和３年経済産業省告示第16号。以下「告示」という。）２．１に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．１．１①及び２．１．２①に関する事項

②告示２．１．１②及び２．１．２②に関する事項

③告示２．１．１③及び２．１．２③に関する事項

（２）告示２．２に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．２．１①及び２．２．２①に関する事項

②告示２．２．１②及び２．２．２②に関する事項

（３）告示２．３に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．３①に関する事項

②告示２．３②に関する事項

（４）告示２．４に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．４．１①及び２．４．２①に関する事項

②告示２．４．１②及び２．４．２②に関する事項

③告示２．４．２③に関する事項

◆（５）その他法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項